

2006年10月1日 制定

2010年10月1日 改定

2013年 4月1日 改定

2020年 4月1日 改定

## 安全マネジメント委員会規則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規則は、安全マネジメントを実施するにあたり、安全輸送の確保が最も重要であるという意識を徹底させるとともに、安全輸送推進のための方針・目標・計画を策定し、もって安全・安心な輸送サービスの提供を実現することを目的とする。

#### (委員の構成)

第2条 安全マネジメント委員会、安全マネジメント小委員会の委員の構成は、次のとおりとする。

(1) 安全マネジメント委員会

取締役社長、常勤取締役、安全統括管理者、運輸部長、運輸部課長、所長、その他安全統括管理者が任命した者

(2) 安全マネジメント小委員会

所長、副所長、総括運行主任、整備管理者、その他所長が任命した者

#### (委員会の開催)

第3条 安全運行に関する計画・実行・チェック・改善(Plan Do Check Action)を確実に実施するために、安全マネジメント委員会および営業所毎に行う安全マネジメント小委員会は1年に2回以上、適切な時期を定めて開催する。

### 第2章 安全マネジメント委員会

#### (業務)

第4条 安全マネジメント委員会の業務内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 輸送の安全に関する目標の策定

- (2) 目標を達成するための具体的な計画の策定
- (3) 事故の原因分析と防止策の策定
- (4) 事故防止策を浸透させるための教育計画の策定
- (5) 従業員に対する指導基準の見直し
- (6) マネジメントレビューの実施
- (7) 安全マネジメント小委員会で議論された事項の報告
- (8) 安全輸送実現のための設備等の点検
- (9) その他輸送の安全を確保するための事項

(委員長)

第5条 安全マネジメント委員会の委員長は、安全統括管理者とする。

2 委員長は委員会を主催し議長を務める。

(委員会の事務局)

第6条 安全マネジメント委員会の事務局は運輸部課長とする。

### 第3章 安全マネジメント小委員会

(業務)

第7条 業務内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 安全マネジメント委員会で議論された事項、決定した事項の共有・伝達
- (2) 目標を達成するための具体的な計画の策定
- (3) 事故の原因分析と防止策の策定
- (4) ヒヤリ・ハット情報の収集と活用
- (5) 安全輸送実現のための設備等の点検
- (6) マネジメントレビューの実施
- (7) その他輸送の安全を確保するための事項

(委員長)

第8条 安全マネジメント小委員会の委員長は、所長とする。

2 委員長は小委員会を主催し議長を務める。

(小委員会の事務局)

第9条 安全マネジメント小委員会の事務局は副所長とする。

付則 この規則は、2020年 4月1日から実施する。